

## 国立研究開発法人情報通信研究機構第4期中長期目標変更（案）新旧対照表（※変更部分のみ）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 機構に係る政策体系</p> <p>第一に、（略）</p> <p>第二に、（略）</p> <p><u>第三に、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）は、サイバーセキュリティに関する施策に関し、サイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進すること等を目指した基本理念を定めている。</u></p> <p>第四に、（略）</p> <p>第五に、（略）</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 機構に係る政策体系</p> <p>第一に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）は、（略）</p> <p>第二に、科学技術基本法（平成7年法律第130号）は、（略）</p> <p>第三に、総務省においては、機構の次期中長期目標の策定のため、平成26年12月に平成28年度からの5年間を目途とした「新たな情報通信技術戦略の在り方」について情報通信審議会に諮問した。平成27年7月に公表された、同審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」中間答申（以下「中間答申」という。）においては、（略）</p> <p>第四に、我が国のICT分野の国際競争力強化（「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会最終報告書」（平成26年6月）、経協</p>

## 2. 政策体系における機構の位置付けと役割（ミッション）

（略）

さらに、中間答申は、機構の行うべき取組として、基礎的・基盤的な研究開発のほか、①研究開発の成果展開・社会実装に向けたテストベッドの構築・運用、②産学官連携の推進、③国際標準化の推進（機構のリーダーシップ発揮、人材育成）、④国際連携の推進（国際共同研究、成果の国際展開、研究者の国際交流）、⑤研究人材等の育成（研究人材の流動化推進 等）を行うべきとの提言を行った。

加えて、「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第32号）により、サイバーセキュリティ演習及びIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等の促進に係る業務が機構の業務の範囲に追加された。

以上の機構に係る政策体系及び位置付けを踏まえれば、平成28年度から始まる新たな中長期目標期間において、機構が以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

（略）

第二に、機構の研究開発成果を最大化するためには、研究開発業務の成果を実用化や標準化、社会実装等に導くための取組が不可欠であることから、社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげる

インフラ戦略会議「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月）等）、ICTを活用した元気で豊かな地方の創生（まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月））、ICTを活用した東日本大震災からの復興支援等は、（略）

## 2. 政策体系における機構の位置付けと役割（ミッション）

（略）

さらに、中間答申は、機構の行うべき取組として、基礎的・基盤的な研究開発のほか、①研究開発の成果展開・社会実装に向けたテストベッドの構築・運用、②産学官連携の推進、③国際標準化の推進（機構のリーダーシップ発揮、人材育成）、④国際連携の推進（国際共同研究、成果の国際展開、研究者の国際交流）、⑤研究人材等の育成（研究人材の流動化推進 等）を行うべきとの提言を行った。

以上の機構に係る政策体系及び位置付けを踏まえれば、平成28年度から始まる新たな中長期目標期間において、機構が以下の役割（ミッション）を果たすことを期待する。

（略）

第二に、機構の研究開発成果を最大化するためには、研究開発業務の成果を実用化や標準化、社会実装等に導くための取組が不可欠であることから、社会経済全体のイノベーションの積極的創出につなげる

ため、テストベッド構築や産学官連携等の強化、標準化活動の推進、国際展開の強化、サイバーセキュリティに関する演習等に取り組むこと。

(略)

II (略)

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. (略)

2. 研究開発成果を最大化するための業務

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) サイバーセキュリティに関する演習

機構は、国の行政機関等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、国等から補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、機構法第14条第1項第7号（サイバーセキュリティに関する演習その他の訓練）に基づき、機構の有する技術的知見

ため、テストベッド構築や産学官連携等の強化、標準化活動の推進、国際展開の強化等に取り組むこと。

(略)

II (略)

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. (略)

2. 研究開発成果を最大化するための業務

(1) 技術実証及び社会実証のためのテストベッド構築

(略)

(2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化

(略)

(3) 耐災害ICTの実現に向けた取組の推進

(略)

(4) 戦略的な標準化活動の推進

(略)

(5) 研究開発成果の国際展開の強化

(略)

を活用して、国の行政機関等における最新のサイバー攻撃事例に基づき効果的な演習を実施する。その際、サイバーセキュリティ基本法第13条に規定する全ての国の行政機関、独立行政法人及び指定法人の受講機会を確保するとともに、同法第14条に規定する重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体についても、サイバー攻撃により国民生活等に与える影響の大きさに鑑み、より多くの受講機会を確保できるよう配慮する。あわせて、対象者に応じた演習内容の多様化など、演習の充実に向けた取組を推進する。

3. (略)

4. 研究支援業務・事業振興業務等

(1) (略)

(2) 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援

次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、IoTサービスの創出・展開、チャレンジド向けの情報通信サービスの普及に対する以下の支援等を行うものとする。

なお、これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めるものとする。

ア (略)

イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補

3. (略)

4. 研究支援業務・事業振興業務等

(1) (略)

(2) 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援

次世代の情報通信サービスのシーズを生み出す情報通信ベンチャー企業の事業化、民間電気通信事業者等による投資が困難な地域におけるブロードバンドサービス、チャレンジド向けの情報通信サービスの普及に対する以下の支援等を行うものとする。

なお、これらの業務の実施に当たっては、情報提供の充実や標準処理期間の明示等により利用者に利便性の高い業務となるよう努めるとともに、政策目標に関連した具体的かつ定量的な目標の達成度に応じて、事業の見直しを行いつつ、着実に進めるものとする。

ア (略)

イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務、電気通信基盤充実のための施設整備事業に

給業務については、平成28年6月以降は、新規案件の採択は行わないものとし、同利子補給業務については、既往案件の利子補給期間終了まで、着実に実施するものとする。

新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業に対する債務保証業務及び助成金交付業務については、これらの事業が着実に成果を上げ、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努めるものとする。

なお、信用基金については、平成33年度を目途に清算するものとする。

また、電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する助成（利子助成）業務については、既往案件の利子助成期間終了の平成30年度まで着実に実施するものとする。

ウ・エ （略）

(3)～(5) （略）

IV （略）

V. 財務内容の改善に関する事項

1～3 （略）

4. 債務保証勘定

各業務の実績を踏まえるとともに、今後のニーズを十分に把握し、基金の規模や運用の適正化を図る。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、

対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補給業務については、平成28年5月をもって、新規案件の採択は終了し、既往案件の債務保証又は利子補給期間終了まで、着実に実施するものとする。

また、電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する助成（利子助成）業務については、既往案件の利子助成期間終了の平成30年度まで着実に実施するものとする。

ウ・エ （略）

(3)～(5) （略）

IV （略）

V. 財務内容の改善に関する事項

1～3 （略）

4. 債務保証勘定

各業務の実績を踏まえるとともに今後のニーズを十分に把握し、基金の規模や運用の適正化を図る。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、業

業務の継続的实施のために信用基金を維持する観点から、保証債務の代位弁済、利子補給金及び助成金交付の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金の運用益の最大化を図るものとする。

5. (略)

#### VI. その他業務運営に関する重要事項

1～3 (略)

#### 4. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、サイバーセキュリティ基本法に基づき、情報セキュリティポリシーの強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、情報セキュリティポリシーを不断に見直すことで対策強化を図るものとする。

5～7 (略)

業務の継続的实施のために信用基金を維持する観点から、保証債務の代位弁済及び利子補給金の額は同基金の運用益及び剰余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金の運用益の最大化を図るものとする。

5. (略)

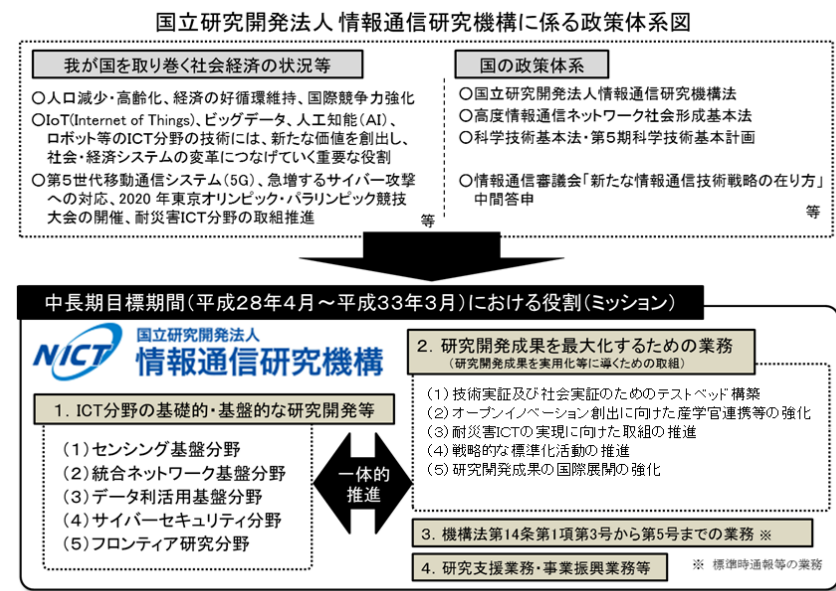
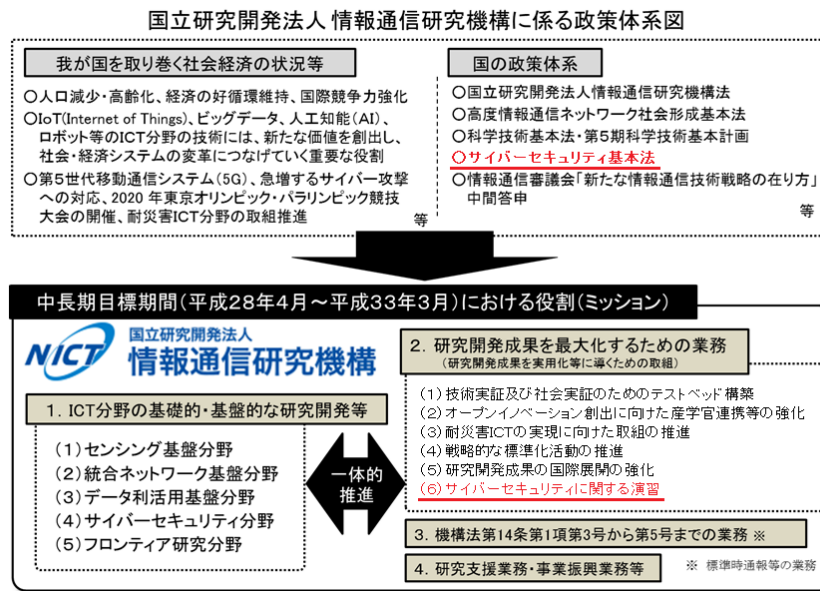
#### VI. その他業務運営に関する重要事項

1～3 (略)

#### 4. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティ対策における方針及び実際のサイバー攻撃の実態を踏まえ、情報システムや重要情報への不正アクセスに対して十分な対策を講じるとともに、「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」（平成26年6月25日情報セキュリティ対策推進会議決定）に基づき、情報セキュリティポリシーの強化等により情報セキュリティ対策を講ずるものとする。さらに、情報セキュリティポリシーを不断に見直すことで対策強化を図るものとする。

5～7 (略)



別紙2 国立研究開発法人情報通信研究機構の評価軸等

項目	評価軸	指標
1. (略)	(略)	(略)
2. 研究開発成果を最大化するための業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築されているか。</li> <li>●機構内外の利用者にとりテストベッドが有益な技術実証・社会実証につながっているか。</li> <li>●取組がオープンイノベーション創出につながっているか。</li> <li>●取組が耐災害ICT分野の産学官連携につながっているか。</li> <li>●取組が標準化につながっているか。</li> <li>●取組が研究開発成果の国際的普及や日本企業の国際競争力強化につながっているか。</li> <li>●取組が最新のサイバー攻撃に対応できるものとして適切に実施されたか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発成果を最大化するための取組成果 (評価指標)</li> <li>●機構内外によるテストベッドの利用結果 (評価指標)</li> <li>●機構内外によるテストベッドの利用件数 (モニタリング指標)</li> <li>●産学官連携等の活動状況 (評価指標)</li> <li>●標準や国内制度の成立寄与状況 (評価指標)</li> <li>●標準化や国内制度化の寄与件数 (モニタリング指標)</li> <li>●国際展開の活動状況 (評価指標)</li> <li>●演習の実施回数又は参加人数 (モニタリング指標)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
3. (略)	(略)	(略)

別紙2 国立研究開発法人情報通信研究機構の評価軸等

項目	評価軸	指標
1. (略)	(略)	(略)
2. 研究開発成果を最大化するための業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイレベルな研究開発を行うためのテストベッドが構築されているか。</li> <li>●機構内外の利用者にとりテストベッドが有益な技術実証・社会実証につながっているか。</li> <li>●取組がオープンイノベーション創出につながっているか。</li> <li>●取組が耐災害ICT分野の産学官連携につながっているか。</li> <li>●取組が標準化につながっているか。</li> <li>●取組が研究開発成果の国際的普及や日本企業の国際競争力強化につながっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発成果を最大化するための取組成果 (評価指標)</li> <li>●機構内外によるテストベッドの利用結果 (評価指標)</li> <li>●機構内外によるテストベッドの利用件数 (モニタリング指標)</li> <li>●産学官連携等の活動状況 (評価指標)</li> <li>●標準や国内制度の成立寄与状況 (評価指標)</li> <li>●標準化や国内制度化の寄与件数 (モニタリング指標)</li> <li>●国際展開の活動状況 (評価指標)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
3. (略)	(略)	(略)